第５回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会　国保年金課　課長

（市民憲章唱和）

１．開　会

国保年金課長が、過半数の委員の出席により本会議成立を報告し、午後１時３０分開会する。

２．会長あいさつ

３．市民環境部長あいさつ

４．議事録署名

議事録署名者の（会長）指名

１号委員　橋本　玲子　委員

２号委員　太田　敏晴　委員

５．議　事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議　　長	議案第１号　関市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について説明をお願いします。
事 務 局	Ｐ１の資料に基づき、国保制度改革による事務内容の変更等についての改正であることの説明。
議　　長	事務局の説明に対しましてご意見はございますか。
議　　長	ただいまの提案説明及び内容等に質疑・意見はありませんか。 質疑及び意見がないようですので、採決を行います。 事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。 （全員挙手）

	挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。
議　　長	議題２号　関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について事務局説明をお願いします。
事 務 局	Ｐ２～１３の資料に基づき説明。答申内容及び市町村標準保険料率、基金などの金額を参考に、資産割額を廃止すること及び基礎課税額の均等割額及び平等割額を減額する内容を説明する。
議　　長	ただいまの提案説明及び内容等に質疑・意見はありませんか。
議　　長	質疑及び意見がないようですので、採決を行います。 事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。
議　　長	議題３号　平成２９年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）３月補正（案）について事務局説明をお願いします。
事 務 局	Ｐ１４～１６の資料に基づき７億１，６４９万８千円減額する補正内容を説明。
議　　長	ただいまの提案説明及び内容等に質疑・意見はありませんか。
議　　長	質疑及び意見がないようですので、採決を行います。 事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。
議　　長	議題４号　平成３０年度関市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算（案）について事務局説明をお願いします。
事 務 局	Ｐ１７の資料に基づき主な事業計画、Ｐ１８～１９の資料に基づいて、歳

入歳出総額１００億２，２５０万円の予算内容を説明。

議　　長　　事務局の説明に対しましてご意見はございますか。

委　　員　　国民健康保険税の歳入金額役約１９億４，０７４万円と添付資料１の条例改正案として賦課総額として見込んである約２１億８，２３０万との差額はどのような理由ですか。

事 務 局　　歳入予算額には、収納率による減額分などが見込んであること、国からの補てんなどがあることによる違いです。

議　　長　　採決を取ります。事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。

議　　長　　議題５号　平成３０年度関市国民健康保険特別会計（直診勘定）当初予算（案）について事務局説明をお願いします。

事 務 局　　Ｐ１７の資料に基づき主な事業計画、Ｐ２０～２１資料に基づいて、歳入歳出総額２億２，５７０万２千円の予算内容を説明。

議　　長　　ただいまの提案説明及び内容等に質疑・意見はありませんか。

議　　長　　質疑及び意見がないようですので、採決を行います。

事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。

議　　長　　議題６号　第３期関市国民健康保険事業財政健全化計画（案）について事務局説明をお願いします。

事 務 局　　資料に基づき前回からの字句等の修正を説明。

議　　長　　ただいまの提案説明及び内容等に質疑・意見はありませんか。

議　　長　　質疑及び意見がないようですので、採決を行います。
事務局案で良いと思う人は挙手をお願いします。

（全員挙手）
挙手多数と認めます。事務局案で承認いただきました。

議　　長　　議題７号　第２期関市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・関市健康診査等実施計画（第３期）（案）について事務局説明をお願いします。

事 務 局　　資料に基づき主な計画概要を説明。現在策定中であるため、ご意見を伺いたいことをお願いする。
ご意見があれば送付していただくよう封筒を用意させていただきました。

その他国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しについて、法律に基づき、改正予定であることの説明。
賦課限度額については、基礎課税額を５４万円から５８万円へ４万円の引き上げ、軽減判定所得については、５割軽減基準額を被保険者１人当たり５千円、２割軽減基準額については被保険者１人当たり１万円の引き上げの改正予定であり、法律の公布後、専決対応させていただくことの説明。

６．閉　会　　国保年金課長、議長及び委員に、慎重な協議及び議決に対してお礼を述べ午後２時４５分　閉会する。